資料4

議題４　担い手不足を補う水路・用水管理の作業モデルの構築について（北名古屋市提出）

市名	回答		
	（１）水田の用水の苦情に対する担当課職員の対応	（２）農事実行組合への補助に関する状況（事業内容・予算額等）	（３）農業協同組合、自治会、地域の市民等の外部人材との取組
名古屋市	農業振興地域では、水利権を持つ土地改良区が農業用施設を管理しており、名古屋市は用水に関する苦情は受け付けておりません。一方、市街化区域内においては、水利権や農業用施設の管理は名古屋市に属しているため、苦情は名古屋市が受けることとなります。なお、苦情の内容ですが、水管理のノウハウのような実務的な事柄については、名古屋市が関知するものではありません。	名古屋市には、農事実行組合のような任意団体はありません。	一般的には、農業協同組合や農家個人などへの農業振興を目的とした補助金の交付制度はありますが、行政が関わる外部人材との取組はありません。
豊橋市	管理者である河川部局や土地改良区へ連絡しています。	排水機維持管理事業補助金（R8年度予算1,584千円） 土地改良区が所管する排水機場の維持管理に要する経費に対する補助金	国の多面的機能支払交付金を活用し、地域住民等から組織される活動団体を支援することで、用排水路の維持管理を推進しております。
岡崎市	市で個別の苦情は受付けておりません。 生産組合等に連絡してもらい、日常管理（泥上げ、草刈り等）であれば、地元で対応しています。 地元では対応できないものについては、生産組合等から要望として受付け、市で対応しています。	経営所得安定対策等、市やJAから事務の委託をする際に委託料の支払を実施。（4,772千円）	無
一宮市	[前提] 農水管等の整備を市で行ってきた経緯があり、その管理は担っているが、水門・立切の操作、バルブ操作など日常の用水管理については、関与しないことを基本としている。 [対応] 水の出が悪いなどの苦情を受けた際には、市が管理する設備の不具合の可能性があるため、速やかに現地を確認している。しかしながら、簡易なバルブ操作で解消できるケースも多く、用水管理を担う地域の方や関係者で対応すべきことについて、市が対応する結果となっている場合もある。また、単に配水時間を把握していない、土地改良区管理施設に関することなど、本来は市が関与する必要がない類の苦情も多い。既に過度な依存状態になっているのではないかと思われる。	多面的機能支払交付金による市内９組織に対して、農地維持を含む活動を支援。 令和８年度予算額：10,957,000円	
瀬戸市	用水の使用者からの要望に基づき、市所管の水路設備について所管部署にて修繕等を行うことはありますが、水門の開閉や清掃等、用水を使用するための維持管理については、地域の組合等の用水の使用者が実施しており、市は関与していません。	特にありません。	特にありません。
半田市	苦情が寄せられた場合は、該当施設の管理者を確認し原因者へ連絡する体制としている。なお、苦情の内容が不明確な場合は、農政課職員が現地確認を行い、状況を把握した上で必要な対応を実施している。	一部の地域では、用排水路の維持管理や草刈を行う組織や組合があり、多面的機能支払交付金や用排水路管理委託を活用している。用排水路管理委託については、市独自で１回４万円交付し、本年度は５６万円の予算としている。	多面活動組織、水利組合及び農業生産組合と連携し、用排水路の維持管理や草刈りなど保全活動を実施している。
春日井市	大半が水利組合等任意団体による水管理がされており、議題の状況にない。任意団体のない一部地域においては、治水部門より自治区へ樋門管理を依頼しており、取水ゲートの改修時に自動化を検討している。	市単独の補助事業（春日井市土地改良事業補助金）あり。 〈内容〉ため池及び用排水施設の機能保全等のために土地改良区等が実施する土地改良事業に対して補助するもの。 補助率95％以内。令和８年度予算額5,966千円。	（１）記載のほか、水循環環境プロジェクトVESPa（東京大学　他）が主催するワークショップへ参加し、意見交換を行っている。
豊川市	用水の管理は土地改良区にて対応している。	無	無
津島市	水門の開け閉め等に関して、地元の実行組合が管理しているため、市職員は対応していない。	特になし。	特になし。
碧南市	現場状況を確認するとともに、各地区の用水調整委員などと連携し対応している。	多面的機能支払交付金による補助を実施しています。予算額は、５組織で約３千万円（内、２５％が市補助額）です。	特にありません。
刈谷市	利水に関しては主に地元耕作者等が対応している旨を回答し、必要に応じて苦情主と耕作者の間に入り連絡調整を行っています。	用水施設の修繕等に関する補助を行っています（R8予算　4,440.000円）。	

議題４　担い手不足を補う水路・用水管理の作業モデルの構築について（北名古屋市提出）

市名	回答		
	（１）水田の用水の苦情に対する担当課職員の対応	（２）農事実行組合への補助に関する状況（事業内容・予算額等）	（３）農業協同組合、自治会、地域の市民等の外部人材との取組
豊　田　市	施設の不具合であれば担当課職員にて対応するが、操作方法の指導は行っていない。	行っていない。	行っていない。
安　城　市	本市の用水の大部分は明治用水が流れているため、用水に関する苦情は自治体にはほとんど寄せられていません。以下は、明治用水土地改良区用水課への聞き取り内容です。 水門については安城に多数あるわけではなく、修繕等は地元の方に引き継いで対応してもらっています。一方、地中に埋設されている空気弁については、農家の方では対応が難しい部分もあるため、要望があれば明治用水が修理を行っています。 しかし、明治用水の職員は多くいるわけではないため、各町に1名程度、配水総代をお願いしている方がおり、基本的にはその方に対応をお願いしています。ただし、配水総代の方と連絡が取れない場合や、配水総代には非農家の方もいるため、対応が難しい場合には、明治用水が対応しています。	本市には農事実行組合がありません。	各地域で組織されている環境保全委員会などで、ノウハウを継承することが必要と考えております。
西　尾　市	西尾市においては、水田の用水に関する操作管理は行っておりません。	①の質問で西尾市が行っていないため無回答	①の質問で西尾市が行っていないため無回答
蒲　郡　市	水路に関する苦情は蒲郡市農林水産課で対応をしています。水路に関する主な苦情としては、「水路に土砂が堆積して流れが悪い」、「水路の目地から水が漏れている」などが挙げられ、連絡が入り次第、現場確認を行い対応をしています。	なし	豊川用水の維持管理は、従前から蒲郡市土地改良区が担当しておりますが、現在、土地改良区職員は農林水産課職員が兼務しており、漏水や施設異常の連絡が入り次第、地元班長等と連携して現場対応を行っております。
犬　山　市	場合によっては担当職員が現場確認を行うことはありますが、用水は地元で管理しており、トラブル等に関しても当事者間での解決をお願いしています。	無し	無し
常　滑　市	用水に関する苦情は土地改良区が対応しているため、市職員が直接対応するケースはない。	用水管理に対する補助はなし。	用水管理については土地改良区が主体となって実施。 多面的機能支払交付金の活動組織において、農業用施設の維持管理活動を実施。
江　南　市	本市では農政課職員が委嘱を受け、土地改良区の事務局を担っています。 用水路のゲート管理者は土地改良区の組合員から選任し、管理者が取水時期や取水量を調整しています。同じく支線水路の戸板の調整等についても原則、地元組合員が行うことｔなっていますが、貴市と同様、連携が図られていないケースが多く、職員が現地に出向き調整せざるを得ない状況が増えてきており、その都度職員が説明をしていますが、具体的な改善策は実施できていないのが現状です。	本市から農事実行組合への補助は行っておりません。	特に具体的な取り組みは行っておらず、貴市同様に担い手の確保や継承は課題となっています。
小　牧　市	小牧市内には3つの土地改良区があり、区域ごとに対応の細部は異なりますが、概ね次のような流れで対応しています。 農業用水の水量不足に関する苦情が市農政課へ寄せられた場合、まず農政課職員が現地調査を実施します。 調査の結果、市が管理する施設に異常が確認された場合は、市において必要な対応を行います。 また、主要な取水施設における水量調整が主な原因であると判明した場合には、その調査結果及び原因について苦情申出者へ報告しており、必要に応じて土地改良区と情報共有しています。水量の調整については、市において操作しておりません。	該当なし	該当なし
稲　沢　市	水門や戸板等による水管理は地元自治会等に管理をお願いしており、職員では対応していない。	補助していない。	取り組みなし。
新　城　市	施設の補修等については、現地確認後予算措置を検討する。	特になし。	特にありませんが、地域に入る担い手に対しては、その地域が応援する体制が必要と考える。

議題４　担い手不足を補う水路・用水管理の作業モデルの構築について（北名古屋市提出）

市名	回答		
	（１）水田の用水の苦情に対する担当課職員の対応	（２）農事実行組合への補助に関する状況（事業内容・予算額等）	（３）農業協同組合、自治会、地域の市民等の外部人材との取組
東　海　市	各工区で水係の役職を立ててもらっているが、１年交代のため結局、市の担当者が対応している。	用排水路維持補修報償金という制度で、用排水路の泥上げや草刈りに対して報償費を交付している。 金額は、受益面積や作業難易度を勘案して定めている。 10団体　1,368千円	無し
大　府　市	土地改良を行った地区（地元工区）の地元工区長と連絡をとり、基本的には地元で対応してもらっています。そうすることでノウハウの継承となっていると考えています。 なお、バルブ操作が必要な時等は職員対応もしています。	地元工区内の農水管の漏水の修繕費用の補助や、水の出水不良の対応など、市と工区が連絡調整して対応しています。 （市予算：7,600千円、補助率100%）	各工区ごとに、農業協同組合、自治区等と連携をしています。
知　多　市	「水が出ない」等の相談が市担当課にも多々あるが、原則、農業用水の管理区長もしくは管理する土地改良区に連絡することとしている。 ただし、管理区長だけでは対応困難な事例や、十分な知識・経験のない方が管理区長になることもあり、市職員が対応することもある。	特になし	特になし
知　立　市	市へ用水に関する苦情があった場合は、担当職員が現場確認を行い、状況に応じて地元組合に対しても対応をお願いしています。	町内会からの要望があれば、排水路の清掃を行った際の残土を市が業者委託し回収しています。　4,336千円	市内２団体が多面的機能支払交付金事業を活用した活動を行っています。
尾 張 旭 市	担当職員にて現地確認後、土地改良区、実行組合、管理区長等と連携して対応しております。	農事実行組合への補助は特に行っておりません。	取組等は特に実施しておりません。
高　浜　市	対応なし	予算措置無し	無し
岩　倉　市	市内全体の用水調査は市が実施しているが、各水田への配水は地元農事組合にお願いしている。 しかし、地権者の高齢化や担い手不足により、今後担当課職員が対応せざるを得ない状況になることは課題である。	水門管理等 令和７年度　謝礼予算額　36万円	無し
豊　明　市	本市では、用水管理については、水利組合等の役員が行っています。用水に関する苦情が市に来た場合は、内容を水管理する者や原因者へ伝えています。	本市には水利組合が４つあり、３つの水利組合の施設は全て市に移管され、施設維持管理は市で行っています。しかし、施設を市に移管できない１つの水利組合に対して、年間の補修費の20%以内で上限１０万円補助を行っています。	無
日　進　市	本市では土地改良区が存在せず、農業用水路等の維持管理については市が主体となって対応しています。特にパイプラインについては、配水管理、漏水等の苦情対応、現場確認、修繕工事の発注まで、すべて市職員が対応している状況です。 また、用水路についても、一部地域では営農者が管理に関わっていますが、地域全体の配水調整や水路のつまりに関する苦情対応、大雨前後の清掃・排水調整等は市職員が対応することが多く、市への依存が大きい状況です。 これまで職員間でも管理に関する知識やノウハウの継承が十分ではなかったため、現在、管理情報の整理や引継ぎ資料の作成を進めていますが、水量や降雨状況、地域ごとの利用状況等を踏まえた判断が必要となるため、すべてを単純に引き継ぐことは難しい状況です。	本市では、利水協議会を設置していますが、市からの補助は実施していません。 利水協議会の委員については、各地域の営農組合長が兼務している状況ですが、営農組合長が毎年交代する地域も多く、用水管理に関する知識や経験の継承が十分に進まず、実態としては漏水等の修繕対応時に地域との連絡調整を行う程度の組織となっています。 また、営農組合については、活動に対する補助を実施していますが、用水管理に関する役割やノウハウ継承については、一部地域を除き、十分に進んでいない状況です。	農業協同組合や自治会等が主体となった用水管理の取組は、現状ではほとんどありません。 また、市内で最も大きな面積で営農を行っている法人（農協出資法人）についても、営農活動は行っているものの、地域全体の配水管理等への関与は限定的な状況です。 営農組合については、市から活動に対する補助を実施していますが、用水管理については一部の水路で対応している事例があるものの、地域全体での管理や、用水管理に関する知識・ノウハウの継承は十分に進んでいない状況です。
田　原　市	田原市土地改良区が管理している為、土地改良区の連絡先を案内しています。	農事実行組合への補助はありません。	自治会の方々が多面的機能支払交付金を活用して、農地や水路、農道などの維持管理や環境保全活動を行っています。
愛　西　市	対応例なし	当市で、農業執行組合（営農のみに関する組織）等には補助制度なし。但し、農家・非農家を含めた任意組織（保全会）には、多面的機能支払交付金事業にて補助制度がある。（用排水に係る経費や補修、更新費用が支出可能）。	当市で取組実績はないが、（２）と同様に、多面的機能支払交付金事業にて外部人材を活用可能。

議題４　担い手不足を補う水路・用水管理の作業モデルの構築について（北名古屋市提出）

市名	回答		
	（１）水田の用水の苦情に対する担当課職員の対応	（２）農事実行組合への補助に関する状況（事業内容・予算額等）	（３）農業協同組合、自治会、地域の市民等の外部人材との取組
清　須　市	基本の操作は樋門管理人（地元の代表の方）にしていただいている。5月頃に説明会を行い、樋門操作内容を載せた資料を配付している。水田に水が入らないなど、相談が市にあった場合は、担当職員が現場を確認して、対応している。	実行組合が行う農業振興対策事業の活動の補助　1,413千円	特になし
北名古屋市	―	実行組合長謝礼　10,000円/人　　550（千円） 農地維持活動協力金　700円/組合員　　910（千円）	―
弥　富　市	市街化調整区域においては、ほぼ全域で用水はパイプライン化されており、その管理を各地区の土地改良区が担っています。また、排水路の管理についても同様に土地改良区が担っています。よって、水田の用水管理についての苦情は、管轄の土地改良区が対応しています。	無し	無し
みよし市	４年の任期のため、初期は市職員と共に対応するが、のちは地元役員で対応できる体制を構築してもらっている。	地元の農家団体を地区ごとに工区と呼んでいる。事業を実施する場合、みよし土地改良区と工区の負担割合は土地改良区７割、工区３割の負担で実施をしている。工区の負担を軽減するため、土地改良連合会や県の補助の獲得を実施している。	無し。
あ　ま　市	地元の用水管理者へ連絡し対応を依頼する	該当なし	把握していない
長久手市	用水の管理においては、基本的には地元（用水管理組合）が行っているが、状況に応じて、市の職員が現状確認を行っている。（溢れやすい箇所など、気象状況を確認し、週末に清掃を行っている。）ただし、そちらについても地元に移管していくべきと考える。	農業用水の管理団体が行う維持管理活動に対し、補助を行い、効率的な農業用水の利用を図るもの。（２地区） 用水路管理組合報償金　予算額　100,000円	特になし